

令和5年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率

令和6年7月

南相馬市総務部財政課

はじめに

南相馬市における健全化判断比率等の対象会計等について

会計名等		適用範囲			
一般会計等	一般会計				
	一般会計等に属する特別会計				
	育英資金貸付特別会計 亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計			
		介護保険特別会計			
		後期高齢者医療特別会計			
	公営企業会計	法適用企業		水道事業会計	
				工業用水道事業会計	
				病院事業会計	
				下水道事業会計	
	法非適用企業	工場用地等整備事業特別会計			
	一部事務組合 広域連合	相馬地方広域市町村圏組合			
相馬地方広域水道企業団					
福島県後期高齢者医療広域連合					
福島県市民交通災害共済組合					
福島県市町村総合事務組合					
地方公社 第三セクター等	相馬地方土地開発公社				

※簡易水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については、国の要請に伴い、令和2年4月から公営企業会計を適用し、公営企業(水道事業、下水道事業)に移行しています。

※介護サービス事業特別会計については、令和2年度をもって廃止となっています。

1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	南相馬市の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.57	20.00
連結実質赤字比率	—	17.57	30.00
実質公債費比率	8.4	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

*健全化判断比率は、平成19年度に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体の財政の健全性を示すものとして定められた指標である。

*早期健全化基準は、地方公共団体が、財政収支の不均衡、その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準である。

⇒1つでも基準を超えた場合

- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）
- ・実施状況の議会への報告、公表
- ・外部監査要求の義務付け 等

*財政再生基準は、地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡、その他の財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準（国等の関与による確実な再生）である。

⇒1つでも基準を超えた場合

- ・財政再生計画の策定（議会の議決）
- ・実施状況の議会への報告、公表
- ・外部監査要求の義務付け
- ・計画について国への協議
- ・地方債の制限（国の同意を得ていない場合） 等

4指標とも、「早期健全化基準」に該当しない状況である。

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」表示としている。

※将来負担比率は、一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源の額が上回るため「—」表示にしている。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
工場用地等整備事業特別会計	—	20.0

*資金不足額がないため「-」表示としている。

*資金不足比率は、平成19年度に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、公営企業会計の経営状況を示すものとして定められた指標である。

*経営健全化基準は、地方公共団体が、公営企業ごとに自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準である。

⇒1つでも基準を超えた場合

- ・財政再生計画の策定（議会の議決）
- ・実施状況の議会への報告、公表
- ・外部監査要求の義務付け 等

全ての会計において、「経営健全化基準」に該当しない状況である。

※資金不足比率は、資金不足額がないため「-」表示としている。

3 各健全化判断比率の算定内訳

(1) 健全化判断比率

① 実質赤字比率

実質赤字比率とは・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

一般会計等の赤字の程度を示すもので、数値が大きいほど財政状況が厳しいことを表す。

(単位：%)

区 分	R05 a	R04 b	差引 (a-b)
実質赤字比率	▲ 13.06	▲ 10.99	▲ 2.07
早期健全化基準	12.57	12.56	0.01
財政再生基準	20.00		

* 早期健全化基準は、標準財政規模に応じ 11.25%～15%で適用される。

* 実質赤字比率の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位：千円、%)

会 計 名		R05実質収支額 a	R04実質収支額 b	差引 (a-b)	
一 般 会 計 等	一般会計	2,413,826	2,030,254	383,572	
	に一般 別属す 会計 する 特等	育英資金貸付特別会計	4,081	5,392	▲ 1,311
	亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計	5,763	3,553	2,210	
合計		2,423,670	2,039,199	384,471	
実質赤字額		▲ 2,423,670	▲ 2,039,199	▲ 384,471	
標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額含む)		18,549,110	18,553,716	▲ 4,606	
実質赤字比率 (%)		▲ 13.06	▲ 10.99	▲ 2.07	

* 実質赤字の額 = 「(歳入総額 - 歳出総額) - (支払繰延額 + 事業繰越額) - 翌年度に繰り越すべき財源」が負数の場合における、その数値の絶対値の額

一般会計等の実質収支額は黒字であり、実質赤字比率は生じていない。

※実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため、▲表示にしている。

【参考】南相馬市の標準財政規模

標準財政規模は、地方自治体の一般財源の標準的大きさを示す全国統一の指標で、健全化指標の分母となる重要な数値である。

標準財政規模は、「標準税収入額等＋普通地方交付税額」で求められ、標準的に収入しうる「経常一般財源」の大きさを表す。

また、普通交付税の振替財源である臨時財政対策債発行可能額もこの標準財政規模に加えられる。

標準財政規模 令和5年度 185億4,911万円		
標準税収入額等 (標準税収入額＋譲与税・交安交付金) 127億1,955万9千円	普通交付税 56億5,749万2千円	臨時財政 対策債 1億 7,205万9千円

②連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは・・・全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

一般会計等に加え、国民健康保険特別会計、水道事業などのすべての公営事業会計を合算し、市全体としての赤字の程度を示すもので、数値が大きいほど市全体の財政状況が厳しいことを表す。

(単位：%)

区 分	R05 a	R04 b	差引 (a-b)
連結実質赤字比率	▲ 80.50	▲ 81.32	0.82
早期健全化基準	17.57	17.56	0.01
財政再生基準	30.00		

* 早期健全化基準は、標準財政規模に応じ 16.25%～20%で適用される。

* 連結実質赤字比率の算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (イ+ロ) - (ハ+ニ)}}{\text{標準財政規模}}$$

イ：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位：千円、%)

会 計 名		R05実質収支額、 資金不足・剰余額 a	R04実質収支額、 資金不足・剰余額 b	差 引 (a-b)		
一般会計等		2,423,670	2,039,199	384,471		
公 営 事 業 会 計	一般会計等 以外の特別 会計のうち、公営企 業に係る特 別会計以外の 特別会計	国民健康保険特別会計	63,706	160,381	▲ 96,675	
		介護保険特別会計	446,566	223,382	223,184	
		後期高齢者医療特別会計	4,958	662	4,296	
	公 営 企 業 会 計	法 適	水道事業会計	3,762,128	4,219,277	▲ 457,149
			工業用水道事業会計	3,232,823	3,387,322	▲ 154,499
			病院事業会計	3,803,897	3,786,567	17,330
			下水道事業会計	1,182,387	1,258,399	▲ 76,012
		法 非 適	工場用地等整備事業特別会計	12,198	12,786	▲ 588
	合 計		14,932,333	15,087,975	▲ 155,642	
	連結実質赤字額		▲ 14,932,333	▲ 15,087,975	155,642	
標準財政規模		18,549,110	18,553,716	▲ 4,606		
連結実質赤字比率 (%)		▲ 80.50	▲ 81.32	0.82		

一般会計等及び連結するすべての他の会計を合算した実質収支額、資金不足・剰余額が黒字であり、連結実質赤字比率は生じていない。

※連結実質赤字比率は、実質収支額、資金不足・剰余額が黒字のため、

▲表示にしている。

③実質公債費比率

実質公債費比率とは・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

地方債の返済額及びこれに準ずる額の負担の程度を示すもので、数値が大きいかほど返済負担が重いことを表す。

(単位：%)

区 分	R05 a	R04 b	差引 (a-b)
実質公債費比率 (3カ年平均)	8.4	8.7	▲ 0.3
早期健全化基準	25.0		
財政再生基準	35.0		

* 実質公債費比率の算定方法

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{(\text{イ} + \text{ロ}) - (\text{ハ} + \text{ニ})}{\text{標準財政規模} - \text{ニ}}$$

イ：元利償還金

ロ：準元利償還金 (③から⑦までの合計額)

ハ：特定財源

ニ：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位:千円、%)

実質公債費比率分析	R05(単年度)		R04(単年度)		R03(単年度)	
	算定額	分母比	算定額	分母比	算定額	分母比
分子(①~⑦ - 控除額計A)	1,260,645	7.8	1,475,586	9.3	1,358,119	8.2
① 元利償還金の額 (繰上償還額等の額に係る分を除く)	2,967,524	18.4	3,035,219	19.0	3,152,768	19.0
② 積立不足額を考慮して算定した額	0	0.0	0	0.0	0	0.0
③ 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	0	0.0	0	0.0	0	0.0
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	796,705	5.0	1,050,251	6.6	930,381	5.6
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	10,333	0.1	4,939	0.0	9,531	0.1
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	24,174	0.2	68,879	0.4	80,970	0.5
⑦ 一時借入金の利子	0	0.0	0	0.0	0	0.0
控除額計 A (⑧~⑪) (基準財政需要額に算入された額)	2,538,091	15.8	2,683,702	16.8	2,815,531	17.0
⑧ 特定財源の額	77,164	0.5	78,749	0.5	72,737	0.4
⑨ 事業費補正算入	490,498	3.0	515,638	3.2	561,783	3.4
⑩ 災害復旧費等	1,866,527	11.6	1,984,140	12.4	2,002,877	12.1
⑪ 密度補正算入	103,902	0.6	105,175	0.7	178,134	1.1
分母(⑫~⑭ - (控除額計 A - ⑧))	16,088,183	100.0	15,948,763	100.0	16,592,661	100.0
⑫ 標準税収入額等	12,719,559	79.1	12,960,185	81.3	12,576,960	75.8
⑬ 普通交付税額	5,657,492	35.2	5,225,943	32.8	5,404,477	32.6
⑭ 臨時財政対策債発行可能額	172,059	1.1	367,588	2.3	1,354,018	8.2
控除額計 A - ⑧	2,460,927	15.3	2,604,953	16.3	2,742,794	16.5
実質公債費比率(単年度)	7.83584		9.25204		8.18506	

R05実質公債費比率(3カ年平均)

8.4

実質公債費比率(3カ年平均値)は8.4%であり、早期健全化基準(25.0%)を下回った。

令和4年度と比較すると、単年度ベース(④9.25204%→⑤7.83584%)では1.4ポイント低下し、3カ年平均値(④8.7%→⑤8.4%)では0.3ポイント低下した。

その要因については、

- 単年度ベースでは、元利償還金の額は67,695千円減額、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金が253,546千円減額するとともに、普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を合わせて236,020千円増額となったこと。
- 3カ年平均ベースでは、令和2年度の単年度比率8.9%を令和5年度の単年度比率が7.8%と、1.1ポイント下回ったこと。

などによる。

④将来負担比率

将来負担比率とは・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

地方債など将来負担すべき額の残高の程度を示すもので、数値が大きいほど今後の財政負担が重いことを表す。

(単位：%)

区 分	R05 a	R04 b	差引 (a-b)
将来負担比率	—	—	—
早期健全化基準	350.0		

*将来負担比率の算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額}}$$

将来負担額：①' から⑧' までの合計額

充当可能基金額：①' から⑥' までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(単位:千円、%)

将来負担比率分析	R05		R04		R05-R04	
	算定額	分母比	算定額	分母比	増減	対前年度増減率
分 子(B-C)	▲9,670,405	▲60.1	▲12,673,533	▲79.5	3,003,128	-
将来負担額 B (①~⑧)	38,361,578	238.4	38,697,143	242.6	▲335,565	▲0.9
① 地方債の現在高	25,749,513	160.1	26,288,633	164.8	▲539,120	▲2.1
② 債務負担行為に基づく支出予定額	11,875	0.1	35,572	0.2	▲23,697	▲66.6
③ 公営企業債等繰入見込額	8,797,212	54.7	8,619,084	54.0	178,128	2.1
④ 組合等負担等見込額	74,370	0.5	62,055	0.4	12,315	19.8
⑤ 退職手当負担見込額	3,728,608	23.2	3,691,799	23.1	36,809	1.0
⑥ 設立法人の負債額等負担見込額	0	0.0	0	0.0	0	-
地方道路公社	0	0.0	0	0.0	0	-
土地開発公社	0	0.0	0	0.0	0	-
地方独立行政法人	0	0.0	0	0.0	0	-
第三セクター等	0	0.0	0	0.0	0	-
⑦ 連結実質赤字額	0	0.0	0	0.0	0	-
⑧ 組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0.0	0	0.0	0	-
充当可能財源等 C(⑨~⑪)	48,031,983	298.6	51,370,676	322.1	▲3,338,693	▲6.5
⑨ 充当可能基金	21,017,356	130.6	23,893,082	149.8	▲2,875,726	▲12.0
⑩ 充当可能特定歳入	1,228,512	7.6	1,297,673	8.1	▲69,161	▲5.3
うち都市計画税	0	0.0	0	0.0	0	-
⑪ 基準財政需要額算入見込額	25,786,115	160.3	26,179,921	164.2	▲393,806	▲1.5
分 母(標財 - (控除額計 A-⑧))	16,088,183	100.0	15,948,763	100.0	139,420	0.9
標準財政規模	18,549,110	115.3	18,553,716	116.3	▲4,606	0.0
控除額計 A-⑧(再掲)	2,460,927	15.3	2,604,953	16.3	▲144,026	▲5.5
将来負担比率	-	-	-	-	-	-
	-60.1%		-79.5%			

一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源の額が上回るため、将来負担比率は生じていない。

その大きな要因は、復旧・復興のための財源として積立している基金の残高が大きいことであるが、復旧・復興事業の財源として活用することにより基金残高が減少し、それに伴い、今後、将来負担比率は発生する見込みである。

なお、充当可能財源等の超過率を表示した比率は、▲60.1% (令和4年度▲79.5%) であり、主な要因は、次のとおり。

- ・償還の進行に合わせて元金の償還が進み、地方債の残高が減少 (▲5.4 億円) した。
- ・一方で、充当可能基金は減少 (▲28.8 億円) するなど、充当可能財源等が減少 (▲33.4 億円) したこと。

などによる。

※将来負担比率は、一般会計等が負担する将来の負担額よりも、将来負担額に充当可能な財源の額が上回るため、「-」表示にしている。

(2) 資金不足比率の算定内訳

資金不足比率とは・・・公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する
比率

公営企業の事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、数値が大き
いほど経営状況が厳しいことを表す。

(単位：%)

会 計 名		R05 a	R04 b	差引 (a-b)
法 適	水道事業会計	▲ 397.7	▲ 436.8	39.1
	工業用水道事業会計	▲ 939.8	▲ 911.8	▲ 28.0
	病院事業会計	▲ 86.2	▲ 97.0	10.8
	下水道事業会計	▲ 197.0	▲ 205.0	8.0
法 非 適	工場用地等整備事業特別会計	▲ 19.4	▲ 18.6	▲ 0.8
経営健全化基準		20.0		

* 資金不足額がないため、▲表示にしている。

* 資金不足比率の算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額：

- ・ 法適用企業の場合
⇒ (流動負債－流動負債に計上されている企業債及び長期借入金で建設改良費等に充てられる額－流動負債に計上されている引当金とリース債務) + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－(流動資産＋流動資産に係る貸倒引当金)－解消可能資金不足額
※負数表示の場合は、資金の剰余額となる。
- ・ 法非適用企業の場合
⇒ A歳出額＋B建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－C(歳入額－翌年度に繰り越すべき財源)－D解消可能資金不足額
※Dの解消可能資金不足額は、A+B-C>0であれば算入し、A+B-C-D<0となるときは、A+B-C-D=0とする。
- ・ 工場用地等整備事業特別会計及び宅地造成事業特別会計の場合
⇒ A歳出額＋B建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－C(歳入額－翌年度に繰り越すべき財源)－D土地収入見込額＋E(地方債残高+他会計長期借入金)
※Eについては、A+B-C-D<0であれば算入し、A+B-C-D+E>0となるときは、A+B-C-D+E=0とする。

事業の規模

- ・法適用企業の場合
⇒営業収益の額－受託工事収益の額
- ・法非適用企業の場合
⇒営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

(単位:千円、%)

	会 計 名	資金不足額 ア	事業の規模 イ	資金不足比率(%) ア/イ×100
法 適	水道事業会計	▲ 3,762,128	946,021	▲ 397.7
	工業用水道事業会計	▲ 3,232,823	343,991	▲ 939.8
	病院事業会計	▲ 3,803,897	4,412,047	▲ 86.2
	下水道事業会計	▲ 1,182,387	600,259	▲ 197.0
法 非 適	工場用地等整備事業特別会計	▲ 12,198	62,953	▲ 19.4

*資金不足額がないため、▲表示にしている。

全ての公営企業において、資金不足となる会計はない。

※資金不足額がないため、▲表示にしている。